

第二部 オーストラリア

第 章 会計検査院の現状

1. 会計検査院の概要

(1) 地位

国家統治形態

1901年、オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia 以下、「オーストラリア」という。)が成立し、1829年のイギリスによる正式な領有宣言以降、イギリスの植民地であったオーストラリアはイギリスの自治領となった。それ以降、現在もオーストラリアは英連邦の一員であり、イギリスの女王エリザベス二世を国家元首とする立憲君主制の下、女王の権限を連邦総督(Governor-General)が代行するという国家統治体制を採用している。憲法上、女王の統治権限は、女王の代理である連邦総督が行使することになっているが、事実上の国家統治機構の最高権力は連邦議会にあり、総督が任命する首相に実質的執行権が帰属する。今日の議会内閣制の基礎を成しているのは、1901年のイギリスからの独立時に制定された連邦憲法である。

オーストラリアは、6つの州(ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州、ビクトリア州、西オーストラリア州)、首都特別地域(ACT)¹、北部準州、ココス諸島、ノーフォーク島等のその他特別地域²から成る。

会計検査院の法的根拠

オーストラリア会計検査院(Australian National Audit Office 以下、「ANAO」という。)は、1901年の会計検査法(the Audit Act)によって設立された。会計検査法は、会計検査院長の任命や権限及び職責について規定するとともに、公金の徴収及び支払い、公的資産の管理・企画、監査・報告による公金や公的資産の使用に関する説明責任の法的枠組みをも定めたものである。1901年以降、会計検査法は、会計検査院長の役割や職務の変遷に伴い多くの変更がなされてきたが、1997年の改訂(1998年1月1日施行)で会計検査院長法(Auditor-General Act)と改名され、ANAO及び会計検査院長の法律上の位置付けが明確になった。この改訂によって、会計検査院の独立性及び権限が強化されている。

会計検査院の機能は、会計検査院長がその職務を遂行するのを補佐することである(会計検査院長法第39条)。連邦議会が会計検査院の第一の顧客であり、会計検査院長の「独立した連邦議会の役員(independent officer of the Parliament)」という立場が明確に記されていることから、会計検査院は連邦議会に所属すると考えられるが、同時に会計検査院長法は、次項で述べるような、会計検査院長の非常に強い独立性を規定することによ

¹ 1911年、首都キャンベラを新設するためニュー・サウス・ウェールズ州内に作られた特別地域で、連邦議会議事堂、最高裁判所、国立図書館、国立美術館等多数の国の施設がある。

² その他の特別地域には、アシュモア・カルティエ諸島、クリスマス島、珊瑚海諸島、ハード島、ジャーマン湾、マクドナルド諸島が含まれる。

て、会計検査院長の「連邦議会から独立した」立場を確立している。同法は、連邦の公共機関の外部監査人としての会計検査院長の義務及び権限の概要を規定している。

会計検査院長の検査の範囲は、原則として政府系企業(Government Business Enterprise)に対する業績検査を除き、連邦のエージェンシー、連邦公社・企業及びそれらの子会社すべてに及ぶ。会計検査院長に財務諸表の検査及び関連サービスを実施する権限を付与しているのは、1997 年会計検査院長法、1997 年財務管理・説明責任法及び 1997 年連邦公社法 (Commonwealth Authorities and Companies Act 1997) である。一方、業績検査の実施権限を付与するとともに、ベタープラクティスガイドの作成を含めたその他の情報支援サービスを規定しているのは 1997 年会計検査院長法である。

(2) 組織

ANAO の組織は、2 つの主要な業務である財務諸表の検査及び業績検査を専門とする 2 つのサービスグループで構成されている。

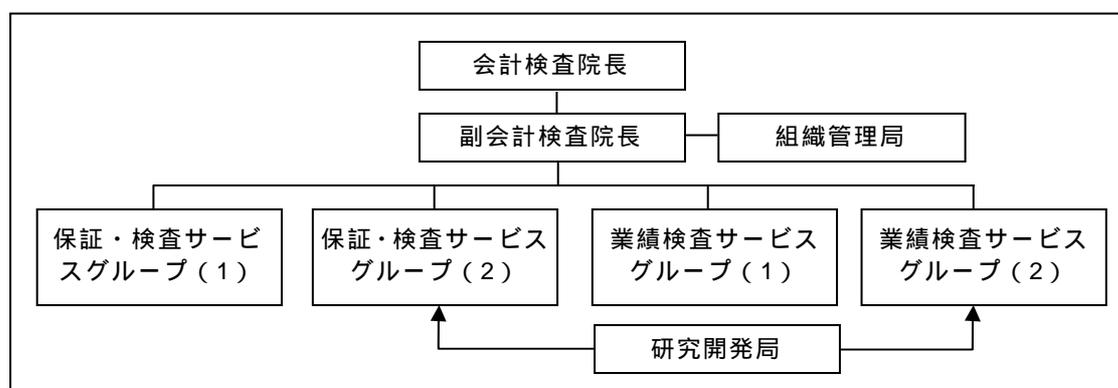
保証及び検査サービスグループは、連邦の公共機関の財務諸表や財務管理について、連邦議会や国民といった利害関係者に対して独立した第三者からの保証を与える。このグループは、コスト効率的な検査サービスを適時に提供することにより、被検査機関に付加価値を与え、財務管理、経営及び公的説明責任を改善することを目指している。

業績検査グループは、効率的な業績検査プログラム及びそれに関連する業務により、付加価値を加え公共部門の運営及び説明責任を改善することを目指している。

組織管理局は、様々な業務上の問題に関する助言やサービスを提供することで、これらの検査業務をサポートする役割を担う。同様に、研究開発局は検査チームに技術的支援を提供する。

ANAO の組織の概要は、図 1-1 のとおりである。

図 1-1 ANAO の組織図 (2005 年 6 月 30 日時点)



(出典：2004-05 年度 ANAO 年次報告書)

会計検査院長

会計検査院長は首相の推薦により連邦総督が任命する。任期は10年で再選はできない。2005年、パトリック・J・バレット前会計検査院長の任期満了に伴い、副会計検査院長の経験があるイアン・マクフィーが第14代会計検査院長に就任している。会計検査院長は、前述のように独立した連邦議会の役員であり、その職務、権限、権利、免責事項及び義務に関して、会計検査院長法及びその他連邦法により規定される(会計検査院長法第8条)。

連邦議会両院が同会期中に、不正行為や心身の不適格を理由に罷免要求を出した場合、もしくは破産等会計検査院長法が規定する特定の条件に当てはまる場合、連邦総督は会計検査院長を罷免することができるが、過去に会計検査院長が罷免された例はない。

会計検査院長は、職務遂行や権限行使において完全な裁量権を有し、とりわけ、ある特定の検査を実施するか否か、検査の実施方法、特定の事項に関する優先度に関して、何者からも指示されることはない。しかし、1951年公会計監査委員会法第8条(1)(h)及び(1)(i)に従い、両院合同公会計監査委員会(Joint Committee of Public Account and Audit)が決定する検査優先度及び同法同条に基づき同委員会が作成した報告書を考慮しなければならない。

会計検査院長は、公共機関に対する財務諸表の検査及び業績検査、ANAO自身に対する財務諸表監査及び業績監査、1997年財務管理・説明責任法第56条³に則った検査を実施する者が遵守すべき検査基準を設定し、官報に告示することが規定されている(会計検査院長法第24条)。

職員

ANAOの職員は、1999年公務員法(Public Service Act 1999)に基づき雇用される公務員で、現在約300名である⁴。

事務局としての機能も兼ね備えた本部がキャンベラにあり、ANAO職員の多くが配属されている。シドニーには小規模の地域事務所がある⁵。

執行理事会と各委員会

ANAOのコーポレートガバナンス構造の主軸を成すのは、執行理事会(Executive Board of Management)である。同理事会は、ANAOが事業計画に概説された目標や戦略を実現し、会計検査院長が1997年会計検査院長法及び1997年財務管理・説明責任法の下での法定責任を果たすことにおいてリーダーシップを発揮することを目的として設置されている。

同理事会議長は、会計検査院長である。

³ 1997年財務管理・説明責任法第56条...同法第55条は、財務大臣の財務諸表作成・提出義務を定めているが、56条はこれに基づいて提出された財務諸表を検査し、報告書を作成する会計検査院長の義務を規定するものである。

⁴ 2004-05年度年次報告書によると、2005年6月30日現在の職員数は316名。

⁵ 配属職員数はキャンベラに306人、シドニーに10人(2005年6月30日現在)。

同理事会は、監査委員会 (Audit Committee)及び情報戦略委員会(Information Strategy Committee) の 2 つの小委員会を設置している。

監査委員会は、ANAO の監視フレームワークを強化し、外部機関が公表する財務情報及びその他の情報の客観性・信頼性を高めるための監視・審査委員会たる役割を果たすと共に、会計検査院長が、その法定義務を果たすのを補佐する。

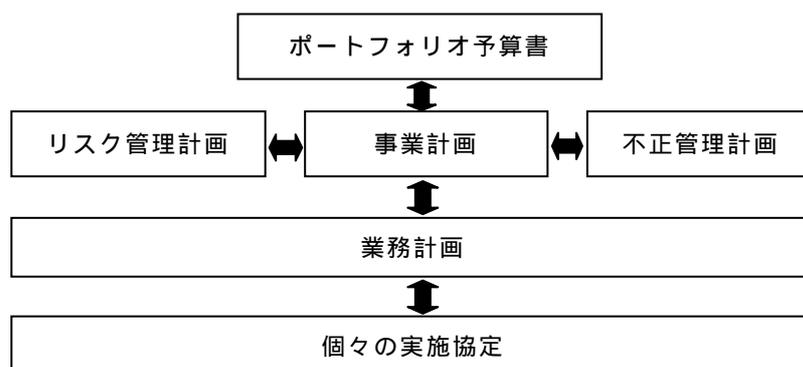
情報戦略委員会は、執行理事会に対し情報管理や情報伝達技術に関する助言や提案を行うことによって執行理事会を補佐する役割を担う。

2003-04 年度まで小委員会として機能していた人事委員会及び事業委員会は、解散となった。

戦略計画フレームワーク

ANAO の戦略計画フレームワークの主要な要素は、下記の図 1-2 の通りである。

図 1-2 戦略計画フレームワーク



(出典：2004-05 年度 ANAO 年次報告書)

ア．事業計画

ANAO の 2004-2007 事業計画⁶は、ANAO の 3 年間の全計画、戦略及び業務活動についての定義文書で、ANAO のビジョン、役割、共有する価値観とともに ANAO が自らの業績について測定するための 4 つの主要業績分野 (Key Result Areas, KRAs)⁷ について概説している。

イ．業務計画

業務計画は、事業計画に示された主要業績分野をどのように達成するか、ANAO の業績を各主要業績分野ごとに評価、監視及び測定できるよう「スコアカード」⁸を提供する。業務計画は毎年改訂される 3 年周期の計画である。2005-06 業務計画は、2005 年 7 月に公表された。

ウ．リスク管理

⁶ 2004 年 7 月公表。

⁷ KRAs については第 2 章 2.(2) で詳述する。

⁸ ANAO スコアカードについては付録 -2 参照。

ANAOは少なくとも年に一度は、リスク管理計画及び各サービスグループごとの個別計画を改定しており、2004-05年度はリスク管理フレームワークのレビューに共同基準AS/NZS4360:2004⁹を採用した。毎年リスク管理フレームワークをレビューすることによって、業務で求められる要件の変更や統制環境の変化等に対応することが意図されている。リスク管理計画はANAOのコーポレートガバナンス・フレームワークを支えるものである。

ANAOがリスク管理に用いるアプローチは、業務目標に関連するリスクを特定し、そのリスクが戦略及び業務計画プロセスにどのように関係するかを検討するものである。検討に際しては、ANAOの全体としての展望や方向性が適切であるか、成果物は顧客のニーズや期待に見合ったものであるか、資源は十分であるか、さらに、成果物を提供するのに必要な能力を十分に有しているか等の問題が取り扱われる。

エ．不正管理計画

改訂版連邦不正管理ガイドラインの規定に従い、ANAOは包括的な不正リスク評価及び不正管理計画を定めている。不正管理計画は、リスク管理フレームワークとつながりがあり、ANAOがこれまで採用してきた不正の防止と発見のための全ての取組みをひとつにまとめた重要な戦略文書である。不正管理フレームワークは、環境変化に対応するため、定期的に見直される。さらに、不正リスク評価と不正管理計画は、2年ごとにレビューされる。

(3) 権限

財務諸表の検査権限

表 1-1 にあるとおり、会計検査院長は、1997年財務管理・説明責任法及び1977年連邦公社法に基づき、エージェンシー（Agency）、連邦公社・企業とその子会社に対し、後述する財務諸表の検査を行うと規定されている。

表 1-1 ANAO の財務諸表の検査対象及び根拠法

検査対象	検査の根拠法
エージェンシー	1997年財務管理・説明責任法
連邦公社及びその子会社	1977年連邦公社法
連邦企業及びその子会社	1977年連邦公社法

(1997年会計検査院長法第4部「会計検査院長の主な職務と権限」に基づき作成)

1997年財務管理・説明責任法で、エージェンシーは、以下のように定義されている。

a) 連邦政府の府省

⁹ リスク管理に関するオーストラリア・ニューージーランド共同規格の2004年度改訂版

b) 連邦議会の付属機関¹⁰

c) 外局

会計検査院長の検査権限は、エージェンシー、連邦公社・企業及びそれらの子会社を含め、約 300 の公共機関に及ぶ。これには主要な公共サービスの提供に携わる予算依存型の機関(budget dependent agencies)や、営利を目的とする政府系企業も含まれる。

ANAO は、252 の政府機関の財務諸表の検査を実施する責任を負う(表 1-2 参照)。2003-04 年度については、新たに連邦議会付属機関が 1 つと複数の外局が創設されたものの、複数の連邦公社・企業と、3 つの連邦議会の付属機関が廃止されたことを反映して、検査実施総数が前年度よりも一旦減少した。しかし、2004-05 年度は新たに外局が複数創設されたこと等が影響して、全体として検査総数は増加する結果となった。

表 1-2 被検査機関の種類と数

報告機関		2004-05	2003-04	2002-03
オーストラリア政府連結財務諸表		1	1	1
エージェンシー:	連邦府省	17	17	17
	連邦議会の付属機関	3	3	5
	外局	63	58	55
	事業運営機関 ¹¹	7	8	9
連邦公社とその子会社		108	107	115
連邦企業とその子会社		35	36	39
その他		18	15	16
総計		252	245	257

業績検査権限

会計検査院長の業績検査実施権限は、財務諸表の検査の対象となっている公共機関の大部分に及び、会計検査院長は、エージェンシー、政府系企業とその子会社を除く連邦公社及び企業の業績検査をいつでも実施することができる。また、所管大臣、財務大臣もしくは両院合同公会計監査委員会が要請した場合、政府系企業とその子会社の業績検査を実施することができる。業績検査は、政府のポートフォリオ全てを対象に検査を実施し、オーストラリア連邦政府の行政業務の経済性、効率性及び有効性について連邦議会に報告書を提出し、改善方法を提案する。2004-05 年度に連邦議会に提出された業績検査報告書は 48 件である。

¹⁰ 現在オーストラリア連邦議会をサポートする連邦議会の付属機関は、連邦議会サービス部門 (Department of Parliamentary Services)、上院部門 (Department of the Senate) 及び下院部門 (Department of the House of Representatives) の 3 つである。

¹¹ 産業・観光・資源省に新たに設置されたオーストラリア計量研究所 (National Measurement Institute) 等の事業運営機関 (business operations) が実施する業務について、2002-03 年の財務大臣令の改訂により、省庁の財務諸表に含むとともに個別に報告することが義務付けられた。

財務諸表の検査及び業績検査を遂行するための会計検査院長の権限

ANA O が様々な検査を実施するために、会計検査院長には以下のような権限が付与されている。

ア．情報収集権限

会計検査院長は、文書で通告することによって、会計検査院長が要求する情報を提供すること、関係者を召喚して証言を求めること、会計検査院長に提出するための書類を作成することの全てもしくはいずれかを行うよう命令することができる。

また、会計検査院長は情報や質問に対する回答を、口答もしくは文書のうち、会計検査院長の求める方法で提出するよう命令することができる。会計帳簿やその他の書類についてアクセス権限を有するほか、法で定められた役割を遂行するために正当な理由がある場合は、いつでもこれらを調査できる権限を有する。

イ．アクセス権限

会計検査院長もしくは権限を委譲された職員は、妥当と認められる全期間中、連邦、連邦公社、国営企業が所有する敷地内へ立ち入り、留まり、あらゆる書類その他資産を十分かつ自由に利用し、いかなる書類のコピー及び抜粋を行う権利を有する。

(4) 連邦議会等との関係

ANA O と連邦議会との結びつきは強く、両院合同公会計監査委員会との関係は特に密接である。会計検査院長、連邦議会及び連邦議会委員会は、公共の説明責任というサイクルの中でそれぞれが重要な役割を果たしている。特に会計検査院長と連邦議会の緊密な関係は、連邦議会に提出された会計検査院長の報告書の全てを両院合同公会計監査委員会がレビューすることを規定した 1951 年公会計監査委員会法によって認識・強化されている。この他にも両院合同公会計監査委員会は、ANA O と連邦議会との接点たる役割を果たすとともに、会計検査院長及び ANA O の外部監査人の就任を承認する。また、ANA O の予算要求及び業務一般についてのレビューも行う。

ANA O は第一の顧客が連邦議会であることから、検査やサービスが確実に連邦議会のニーズに沿ったものであるよう努めている。会計検査院長は連邦議会の検査要請を考慮するものの、完全な自己裁量によって、検査の実施や検査対象、その方法等について決定する。連邦議会は ANA O の資源について最終判断を下す立場にある。1951 年公会計監査委員会法は、会計検査院長が提出する予算案について検討を行うこと、検査優先度を決定し会計検査院長に通知すること等も両院合同公会計監査委員会の職務と定めている。

(5) 検査の観点

ANA O が行う検査の観点としては、以下のようなものがある。

真実かつ公正性

真実かつ公正な概観（true and fair view）とは、財務諸表が被検査機関の財政状態及び運営状況を真実かつ公正に表しているかどうかという観点である。

合規性

合規性（regularity）は、資金が連邦議会の意図に従って使用されたか、被検査機関の財務取引が関連法規に従っているかどうかといった観点である。

経済性、効率性、有効性

「経済性」とは、適切な質と量の財務的、人的、物的もしくは情報資源を適時に最低のコストで取得することである。

「効率性」とは、インプットされた資源に対して最大のアウトプットを得るような、又は規定された量や質のアウトプットを最小のインプットで達成するような、財務的、人的、物的もしくは情報資源の使用である。

「有効性」とは、業務の目的や、その他の意図された効果が達成されることを指す。

（6）ANAOのアウトカム・アウトプット・フレームワーク

ANAOは行政の改善と保証という2つのアウトカムを、業績検査サービス、情報支援サービス、保証検査サービスという3つのアウトプットグループによって達成するというフレームワークを構築している。（図1-3参照）

図1-3 ANAOアウトカム・アウトプット・フレームワーク

アウトカム1：行政の改善 「効率性及び行政の有効性の改善の余地を含め、連邦公共機関の特定の業務に関する独立した評価」		アウトカム2：保証 「連邦公共機関の財務報告、財務管理、財務統制及び説明責任についての独立した保証」	
ANAOアウトプットグループ			
アウトプットグループ1 業績検査サービス		アウトプットグループ2 情報支援サービス	
ANAOアウトプット <ul style="list-style-type: none">・業績検査報告書・その他の検査及び関連報告書		ANAOアウトプット <ul style="list-style-type: none">・連邦議会のサポート・顧客セミナー・国内及び国際機関への代表派遣・ベタープラクティスガイド・ベンチマーキングサービス	
		アウトプットグループ3 保証検査サービス	
		ANAOアウトプット <ul style="list-style-type: none">・財務諸表の検査報告書・事業支援プロセス検査報告書・セキュリティー保護検査報告書・その他保証報告書	

（出典：2004-05年度 ANAO 年次報告書）

アウトプットグループ 1...業績検査サービス

2004-05 年度でアウトプットグループ 1 を構成しているのは、図 1-3 のとおり業績検査報告書、検査実績報告書等のその他の検査及び検査関連報告書である。

ア．業績検査報告書

業績検査は、以下についての意見を形成することを目的とした検査である。

- a) 業務が経済的、効率的及び効果的に管理されているか。
- b) 経済性、効率性及び有効性を向上・監視するための内部手続は適切か。
- c) 業務の改善と監視手続等経営慣行の改善の可能性。

業績検査報告書は連邦議会に提出される。業績検査では通常、資源の利用、情報システム、業績指標、監視システム及び合規性について検査される。

2004-05 年度、ANAO は業績検査報告書において 356 件の勧告を行い、そのうち 335 件（94%）について被検査機関の合意を得た。

業績検査では、業務の向上を目的に模範的な実務を特定し、それを公共部門に浸透させるため、ベタープラクティスガイドとして公表することがある。ベタープラクティスガイドについてはアウトプットグループ 2 で述べることとする。

イ．検査業務プログラム

ANAO の検査業務プログラムは、両院合同公会計監査委員会及びエージェンシーと協議の上、毎年作成される。ANAO の検査とアウトプットが連邦議会及び公共機関のニーズを満たしているか、また、環境が急速に変化する中で政府が直面している主要なリスクや問題に見合ったものであるかどうかを確認するため、両院合同公会計監査委員会は ANAO の検査業務プログラム案の段階で、他の連邦議会委員会の意見を求め、調整を行う。このようなリスクや問題は、年間の業績検査業務プログラムを作成するに当たって、特に注力する分野を決定したり、財務諸表の検査における財務諸表の評価や判断を行うに当たって考慮される。リスク以外で検査業務の計画の際に考慮される項目としては、財務的重要性、プログラムの重要性、検査による効果、プログラムの認知度、最近実施された検査の範囲及び、検査業務計画過程で持ち上がった検査テーマ等が挙げられる。

2004-05 検査業務プログラムが定める検査テーマは以下のとおりである。

- a) セキュリティー
- b) 経済運営
- c) 高齢化
- d) より高い生活の質を求める傾向の高まり
- e) 相互接続性の高まりと情報技術や遠隔通信によるサービス提供の変化
- f) 強力な管理と適切なガバナンスに対する社会の高い期待等ガバナンス機構の進化

検査業務プログラムは、首相、野党党首、閣僚、影の閣僚¹²、両院合同公会計監査委員会及びエージェンシーの長に提出される。作成に際し、連邦議会の意見の調節において両院合同公会計監査委員会が主導的役割を果たしている。本プログラムは2004年7月1日現在進行中の業績検査の概要と2004-05年度の業績検査トピックとして選定されたものの一覧を掲載している。また、実施が予定されている、他のアウトプットグループに属する検査業務についての概要を説明している。

ウ．検査実績報告書

検査実績報告書（Audit Activity Report-Summary of Outcomes）作成の目的は以下のとおりである。

- a) 公共機関の業績の向上と透明性を促進し保証を与える目的で、ANAOが業務として取り組んでいる項目を連邦議会へ通知すること
- b) 前6ヶ月間に提出された検査報告書について、同期間中に提出されたベタープラクティスガイド及びその他の検査サービスの詳細に関して連邦議会に包括的な要約を提供すること
- c) ANAOが実施した検査サービスから得られた主な教訓に重点的に取り組むこと

これまで、検査実績報告書は半年に一度作成されてきたが、2004年に年1回の発行とすることが決定した。

この他にもANAOは定期的にニュースレターや所見を発行し、ANAOの現在及び将来の成果物、検査報告書の提出予定及び重要な検査技術の開発等の重要項目についても周知に努めている。

アウトプットグループ 2...情報支援サービス

情報支援サービスは、下記のようなANAO全体の様々な分野で実施される幅広いサービスを網羅するものである。

ア．連邦議会に対する支援

閣僚や影の閣僚、連邦議会委員会及びその職員に対し、連邦議会に提出された検査報告書についての説明を行うことによって、ANAOはこれまでと同様、連邦議会との密接な連携を維持している。2002-03年度はANAOが人件費を全額負担する形で連邦議会委員会に職員を3名出向させている。さらに会社法経済改革プログラム（第1章1.（4）参照）等新たな課題に対応するため、その連携はますます高まっている。

イ．ベタープラクティスガイド

ベタープラクティスガイドは、一部の機関で採用されているベタープラクティス（より良い実務）をオーストラリア公共サービス全体に確実に広めることで行政の改善を目指す

¹² イギリスの伝統を受け継ぎ、オーストラリアでは野党が常に影の内閣（Shadow Cabinet）を組織する。

ものである。2003-04年度は、目標7件に対し5件、2004-05年度は目標4件に対し2件のベタープラクティスガイドが発行されている。

ウ．ベンチマーキングサービス

ベンチマーキングは、業界を超えて最も優れた方法あるいはプロセスを実行している組織からその実践方法を学び、自らの組織に適した形で導入することによって業績の改善に結びつけるための活動であり、広く採用されているアプローチである。ANAOはこれまで、被検査機関の事業支援分野をレビューするベンチマーキング・プログラムを実施してきたが、より優先度の高い検査を優先させるため、2003-04年度に引き続き2004-05年度も一時的に中止されている。

エ．海外及び国内への代表派遣

(ア) 国際機関への代表派遣

ANAOは国際監査基準及び専門的実務の作成に寄与し、最高会計検査機関国際組織(INTOSAI)、最高会計検査機関アジア地域機構(ASOSAI)、英連邦会計検査院長会議、会計検査院長国際作業部会、国際会計士連盟(IFAC)等への参加を通じて情報交換を行う。

(イ) 国内機関への代表派遣

ANAOは、オーストラリア各州及び特別地域、フィジー、ニュージーランド及びパプアニューギニアの会計検査院長から成るオーストラリア会計検査院長協議会のメンバーである。ANAOは会議への出席、論文の作成、情報交換、ピア・レビュー及び研修を通じて、オーストラリア地域の公共機関の検査業務の向上という同協議会の目標に貢献している。この他、オーストラリア公認会計士協会(Australian Society of Certified Practising Accountants 以下、「CPA オーストラリア」という。)の会議等にも出席している。

オ．顧客セミナー

連邦議会に対して独立した保証と助言を提供するという主な任務に加え、ANAOは検査対象となった顧客に支援と助言を行うよう努めている。特に新しい説明責任と報告要件を満たすことができるようエージェンシーを支援している。2004年、ANAOは「2005年以前のオーストラリア会計基準と国際会計基準のオーストラリア版との比較(Comparison between pre-2005 standard and Australian equivalents to IFRS)」と題するガイドを発行、以前のオーストラリア会計基準と2005年1月1日に発効する新しい国際規格の基準との相違点について説明し、新基準への円滑な移行を支援している。

また、セミナーを開催することによって助言を提供する場合もある。セミナーの主な目的は財務報告の向上にある。2004-05年度は、2つのシリーズのセミナーが各5回ずつ開催された。

アウトプットグループ3...保証検査サービス

アウトプットグループ3から得られるアウトプットは、財務諸表の検査報告書、事業支

援プロセス検査報告書、セキュリティー保護検査報告書及びその他保証報告書である。

ア．財務諸表の検査報告書

会計検査院長及びその権限を委譲された者は、検査意見に加え、各被検査機関に財務諸表の検査結果及び事業や会計プロセスの評価についての報告書を提出する。検査報告書は、各被検査機関の所管大臣へも提出される。ANAOは毎年、2種類の被検査機関横断的な保証報告書を連邦議会に提出している。一つは主な被検査機関の統制構造についての保証の結果を詳細に述べたものであり、もう一つは毎年12月に終了する12ヶ月間に実施された全ての財務諸表の検査の結果の概要である。

ANAOは財務諸表の検査で得られた発見事項をリスクの大きさに従って分類する。被検査機関にとって重大な事業リスクや財務リスクを引き起こし、緊急な対応を要するものは「A」、事業及び財務リスクが中程度で、向こう12ヶ月以内の対応を求めるもの「B」、比較的重要でない管理上の欠陥に起因するものは「C」と評価される。

2004-05年度、評価「A」の発見事項があった被検査機関は3機関で、2003-04年度の1機関から増加している。また、「A」と評価された発見事項は全部で9件にのぼった。一方、「A」もしくは「B」と評価される発見事項のなかった被検査機関は6機関で、2004-05年度より増加している。「B」と評価された発見事項は2003-04年度の87件から64件に減少している。「B」評価の発見事項を指摘された被検査機関のうち12被検査機関で改善が認められたものの、悪化が指摘されたのが8被検査機関にのぼり、2被検査機関が現状に変化が認められていない。

2003-04年度の統制構造報告は、ANAOが被検査機関の内部統制環境について肯定的な保証を与えられないような問題を以下のように指摘している。

- a) コーポレートガバナンスのフレームワークの欠陥
- b) 政府の取り決めに関する説明責任の問題
- c) 裁量項目及び管理項目の取引手続の不遵守
- d) 国際会計基準及び国際監査基準への収斂に伴う問題
- e) オーストラリアで一般に認められた会計基準と政府財務統計との収斂に伴う問題
- f) オーストラリア政府機関の報告期日の早期化に伴う作成期間の短縮

イ．事業支援プロセス検査報告書

事業支援プロセス検査報告書は、公共機関内で機能している説明責任のメカニズムの有効性、内部統制制度の構築と運用の有効性、内部統制構造の構成要素、法規準拠性の程度についての報告に焦点を当てたものである。

この検査による発見事項及び勧告は、連邦議会へ提出されるとともに、被検査機関の最高責任者にも報告される。また、この検査によって得られたアウトプットが、ベタープラクティスガイドに含まれることもある。

ウ．セキュリティー保護検査報告書

セキュリティー保護検査は 1997 年会計検査院長法第 18 条の下、事業支援プロセス検査と類似のアプローチで実施される検査で、情報、個人、物理的セキュリティー等、セキュリティーの特定の側面を検査するものである。

(7) 成果物

2002-03 年度から 2004-05 年度までの 3 年間の ANAO の各成果物は表 1-3 のとおりである。

表 1-3 ANAO 成果物

成果物の種類	2002-03	2003-04	2004-05
検査実績報告書	2	2	2
事業支援プロセス検査報告書	9	9	7
業績検査報告書	47	45	48
財務諸表の検査報告書	257	256	240
ベンチマーキング	2	0	0
ベタープラクティスガイド	5	5	2
セキュリティー保護検査	1	1	1
トリプルボトムライン	0	0	2
顧客セミナー	2	2	2
総計	325	320	304

(ANAO 2003、2004 年、2005 年年次報告書より作成)

2 . 検査の種類及び実施方法

(1) 財務諸表の検査

概要

財務諸表の検査は、公共機関の財務会計及び財務報告に関する独立した検査である。検査結果は定型検査報告書の形で示される。この報告書では、財務諸表全体と、そこに含まれる情報が、被検査機関の業績と財務情報を正しく表示しているか否かについて、調査官の意見が記載される。被検査機関が財務諸表中に開示及び表示している情報は、関連する会計基準、法規及びその他報告要件に照らして評価される。

財務諸表についての調査官の意見は、その正確性や信頼性について完全な保証を与えるものでも、絶対的真実でもなく、合理的な証拠に基づく意見である。同様に、被検査機関内の統制に関して完全な保証を与えるものでも、不正やその他の違法行為がないことを完全に保証するものでもなく、財務諸表に信頼性を付加することが意図されている。

各機関の財務諸表は、検査意見とともに各被検査機関の年次報告書に掲載される。

実施方法

財務諸表の検査は、検査計画策定、財務諸表のチェック及び検査証拠収集・評価、会計年度終了後の財務諸表の検査、結果報告の順に行われる。

ア．検査計画策定

調査官は、効果的に財務諸表の検査を実施できるよう検査計画を策定する。検査計画には、検査の範囲や重視する点、時期及び実行のための全般的な戦略と、実施される証拠収集手続の種類、時期及び範囲についての詳細なアプローチと、それを選択した理由から成る検査計画が含まれる。計画の性質と範囲は、被検査機関の規模や検査の複雑さ、調査官が実施する手続や手法等によって異なるが、策定に当たって主に考慮される項目は下記の通りである。

- a) 被検査機関の事業についての知識
- b) 被検査機関の内部統制についての知識
- c) リスクと重要性
- d) 検査手続の種類、タイミング及び範囲
- e) 調整、指示、監督及びレビュー

イ．財務諸表のチェック及び検査証拠収集・評価

調査官は、検査対象の財務諸表が真実で公正な概観を示しているか（又は、全ての重要項目において公正に表示されているか）に関して合理的な保証を与えるため、監査証拠を収集し評価する。

ウ．結果報告

実施した業務の結果、得られた情報に、財務諸表が真実で公正な概観を示していないことを暗示するものはないかどうかについて評価を行う。評価結果によっては、調査官は財務報告の修正を要求する場合がある。

エ．報告書案の提示

会計検査院長は、被検査機関に対し、検査結果をまとめた報告書案を提示し、被検査機関のコメントを求める。報告書案を受け取ってから 28 日以内に会計検査院長へ送られたコメントについては、最終報告書作成時に考慮されるとともに、その全文が掲載される。

(2) 業績検査

概要

業績検査は、連邦公共機関の経済性、効率性及び行政の有効性を評価し、リスク管理やその他の統制機構、資源の使用、情報システム、業績の測定、報告及び監視システム、誠実性や合規性等のガバナンスを検査する。

業績検査は連邦公共機関の経済性、有効性及び業務の効率性について評価する、いわゆる 3E 検査である。これには、危機管理やその他の統制システム、資源の使用、情報シス

テム、業績指標、報告及び監視システム、法規準拠性といったガバナンス関連事項の検査も含む。業績検査は、機関、プログラム、職務が、経済的、効率的かつ有効的に運営・管理されているか、経済性、効率性及び有効性を促進、監視するための内部手続の妥当性に関する意見を表明し、業績を監視する手続を含め、経営慣行を改善するような方法を提案することを目的とした独立した体系的な検査であるが、政策そのものの良否についての評価は行わない。

検査の実施に当たっては、独立性、高潔性、客観性、専門的能力と注意義務、守秘義務、専門家としての行動、専門的基準等、監査人の専門家としての責任を規定したオーストラリア勅許会計士協会(The Institute of Chartered Accountants in Australia, ICAA 以下、「勅許会計士協会」という。)及び CPA オーストラリアの倫理規定と、業績検査に関する規定を含んだオーストラリア監査保証基準(Auditing and Assurance Standards)を遵守しなければならない。

実施方法

計画、トピック選定、予備検査、本検査、報告書作成、クリアランス、両院合同公会計監査委員会への提出の順に行われる。

ア．計画及びトピック選定

監査人は監査が効果的に行えるよう監査計画を立てる必要がある。計画には、一般戦略の策定と、監査の性質、時期及び範囲に関する詳細なアプローチが含まれる。

トピックの選定は、業績検査プログラムが行政への価値の付加という適切な目標に沿ったものであり、ひいては効果的な業績検査アウトカムにつながっていくものが選ばれる。

イ．予備検査及び本検査

業績検査を実施する前に、検査を実施するか否かについて確認するための予備検査を実施することがある。予備検査では、被検査機関内部の部門単位の業務や特定の機能、業務プログラムについて検証される。予備検査段階で特定された問題に関しては、ほとんどの場合、本検査実施決定に先立って、被検査機関の担当者と話し合いが持たれる。予備検査の結果を考慮した上で業績検査を実施するかどうかについての決定がなされる。

予備検査の結果を受けて業績検査の実施が決定された場合、業績検査の検査範囲や目的の説明、検査中に特定される問題についての話し合いが持たれる。予備検査の結果、業績検査を実施しないという結論に達した場合は、予備検査の結果が連邦議会に報告される。

ウ．終了時インタビュー

検査の最後に最終インタビューが実施される。その目的は、暫定的検査所見について被検査機関に報告、誤解や誤った解釈を修正する機会を被検査機関に与える、検査所見、結論、勧告について被検査機関と討議し、それについてのコメントを得る。改善のための勧告における評価において、被検査機関の経験を引き出すことにある。

エ．クリアランス

検査で認識された不正行為や業績の脆弱部分と有望な改善方法に関して、被検査機関と話し合いがもたれる。被検査機関の応答は文書化され、検査報告書でも考慮される。

会計検査院長法によれば、会計検査院長は、被検査機関に対し、報告書のドラフトを送付することになっている。被検査機関がドラフトを受け取ってから 28 日以内に書面でコメントを寄せた場合には、会計検査院長は最終報告書作成時にこれを考慮しなければならないと規定されている。

2001 年 9 月に連邦議会に提出された報告書 386¹³において、両院合同公会計監査委員会はこの会計検査院長法の規定にいくつかの修正を勧告した。その一つは、最終報告書に被検査機関からのコメントの全文を掲載すべきというものである。政府もこの提案に賛成しており、1997 年会計検査院長法は修正されることになるが、この修正が正式に発効となるに先駆けて、会計検査院長は、2004-05 年度に連邦議会に提出される報告書にこの要件を反映させるようにした。

検査手法

業績検査の検査手続は、対象となる被検査機関や検査の目的によって異なると考えられるが、一般的には次のような手続が用いられている。

- a) ファイル、記録、システムのレビュー
- b) インタビュー（最高経営責任者、役職員、利害関係者等）
- c) アンケート調査
- d) システム及びプロセスの調査
- e) データ分析
- f) 専門家の活用

（ 3 ）事業支援プロセス検査

概要

事業支援プロセス検査(Business Support Process Audit) は、従来の保証及び統制評価検査、財務統制・管理検査に代わるもので、公共機関の成果達成を支える事業プロセスを検査するものである。この検査は通常、オーストラリア政府部門の特定の業務の全体又は部分的な側面に関する検査を規定した 1997 年会計検査院長法第 18 条の規定に基づき、複数の機関を対象として実施される。

事業支援プロセス検査報告書は、下記に焦点が置かれる。

- a) 公共機関で機能する説明責任のメカニズムの効率性

¹³ 「Inquiry into the Auditor-General Act 1997」

- b) 内部統制の整備・運用の有効性
- c) リスク管理、統制環境、特定の統制指標、監視、レビュー・プロセスや管理情報システム、コミュニケーション・プロセスを含む統制機構の要素
- d) 法規準拠性の範囲、内部及び外部の方針及び手続への準拠性

(4) セキュリティー保護検査

セキュリティー保護検査は、事業支援プロセス検査と類似のアプローチで実施される検査である。この検査は、情報セキュリティー、個人のセキュリティー及び物理的セキュリティーの3つに重点を置きながら、長期に渡るセキュリティー保護の全ての側面に取組むものである。

(5) 守秘義務

各検査の実施に当たっては、会計検査院長の職務を遂行する過程で得た情報について、職務遂行以外の目的でその情報を開示してはならない。また報告書案を受け取った者は、会計検査院長の同意がある場合を除いて報告書中の情報を開示してはならないことが規定されている（会計検査院長法第 36 条）。

(6) 実施体制

財務諸表の検査

被検査機関の規模等に応じて、シニアディレクター、マネージャー、スタッフからなるチームを編成する。その他、情報システムの評価を実施するため、情報技術の専門チームが検査に加わる。また、これらの機能は、可能な場合は ANAO の職員の指揮下でアウトソーシングに出される。

業績検査

検査に従事する人数は、被検査機関の規模等により異なるが、通常は 2 から 3 人で実施されることが多い。フィールドワークは、マネージャー及びスタッフが実施し、シニアディレクターがレビューするという体制である。また、必要な専門知識等を外注により調達する。

事業支援プロセス検査

現在公開されている事業支援プロセス検査は、2～6名の調査官から成る検査チームによって実施されており、2～4名で実施されたものがほとんどである。

セキュリティー保護検査

セキュリティー保護検査は通常、3～5名の調査官から成る検査チームによって実施される。

外部委託

連邦の調達政策フレームワークは連邦調達ガイドライン¹⁴に規定されている。ANAOは様々な必要性からコンサルタントを使用するが、下記の業務に専門的スキルを適用することがコンサルタント契約の目的として最も多い。

- a) 明確な問題についての調査・診断
- b) 確定した調査のレビュー又は評価の実施
- c) ANAOを補佐するための独立した立場からの助言、情報、創造的な解決法の提供
- d) 専用情報システムの開発・実行や法的助言等の専門的サービスの提供

2004-05年度、独立した専門家の助言を得るためANAOが締結した1件10千豪ドル以上のコンサルタント契約は43件、137万4千豪ドルに上る。コンサルタントは、連邦政府官報やメディアを通じた公告や入札、既存の契約の延長で調達されることもある。コンサルタント契約が交わされる理由としては、下記が挙げられる。

- a) 会計検査院内での人材又は専門スキルの不足
- b) 独立した調査の必要性
- c) 最新の技術や専門アプリケーションへの迅速なアクセスの必要性
- d) ベンチマーキング
- e) 民営化の準備
- f) コストパフォーマンスの高さ

(7) 検査報告の提出時期

財務諸表の検査

オーストラリア政府機関に関しては、会計検査院長は、財務管理・説明責任法第57条及び連邦公社法スケジュール第2部第3条のもと、その機関の財務諸表が財務大臣令に従って作成されているか、真実かつ公正な概観を表しているかどうかに関して関係大臣に毎年報告する義務を負う。1997年財務管理・説明責任法の規定によると、会計検査院長は、財務諸表の提出を受けた後できるだけ早く検査を実施し報告書を作成しなければならない。作成された報告書は財務大臣に送付される。財務大臣は、報告書を受け取った後、できるだけ早く連邦議会に提出しなければならない。

2005年6月30日に終了する会計年度の財務諸表に関しては、主要省庁の財務諸表の提出目標をさらに前倒しする決定が2002年になされた。この結果、ANAOの検査報告の提

¹⁴ Commonwealth Procurement Guidelines-Core Policies and Principles

出時期も早まることとなった。

各被検査機関に提出する財務諸表についての検査意見の他に、ANAOはその年度に実施された全ての財務諸表の検査について報告書を連邦議会に提出する。2004年6月30日に終了する会計年度の連結財務諸表の検査報告書は2004年12月20日に公表された。

業績検査

1997年会計検査院長法の規定によると、会計検査院長はオーストラリア政府機関の業務についての検査又はレビューを随時実施することができる。このような検査の報告書は、作成後できるだけ速やかに連邦議会両院及び財務大臣に提出することが義務付けられている。検査報告書は検査終了後に作成されるため、業績検査の検査報告は随時提出されることになる。

事業支援プロセス検査・セキュリティー保護検査

業績検査と同様、報告書は随時作成、提出される。

3. 検査報告の概要

(1) 財務諸表の検査

会計検査院長は、財務諸表について無限定適正意見か限定意見のどちらかを表明する。これには追記情報 (emphasis of matter) が含まれる場合がある。

無限定適正意見は、被検査機関の財務状況、財務実績及びキャッシュ・フローと一致した見解を提示するために、財務諸表が全ての重要項目において、オーストラリアにおける会計基準及び遵守が義務付けられているその他の報告要件や規定に従い公正に表示されている場合に表明される。これに対し、財務諸表が被検査機関の財務状況や業績及びキャッシュ・フローについて公正な見解を表示せず、利用者が財務諸表を分析、解釈及び比較するのが困難な場合に表明されるのが限定意見である。限定意見には限定付適正意見 (except for opinion)、不適正意見 (adverse opinion) 及び意見不表明 (inability to form an opinion) がある。2004年6月30日に終了する期間のオーストラリア政府の財務諸表の検査報告書によると、2003-04年度、ANAOは217の無限定適正意見、12の限定意見、7つの追記情報付意見、4つの法的追加事項付無限定適正意見を出している。上記報告書が作成された時点で5つの財務諸表が検査未了であった。

報告書の類型

財務諸表の検査の検査報告書は、基本的には短文式報告書である。会計検査院長の検査意見は、被検査機関が、財務諸表とともに年次報告書に記載する検査報告書に記述されている。これに無限定適正意見又は限定意見が記載される。ここで、限定意見とは、会計検

査院長が、被検査機関の財務管理及び統制に欠陥があり、そのために財務諸表に対して重大な影響をもたらしていると判断した場合に付す意見である。記載内容については、後述する検査マニュアル等に規定されている。

報告書の構成

短形式報告書は、以下のような項目で構成される。それぞれの具体的な内容については、付録 -3 を参照。

- a) 表題 (title)
- b) 検査報告書の宛名 (addressee)
- c) 検査範囲及びアプローチ
- d) 限定意見が付された場合は除外事項の内容についての説明
- e) 財務報告書についての調査官の意見
- f) 必要な場合、追記情報
- g) 調査官の署名
- h) 調査官の住所
- i) 日付

検査報告書の宛先は、通常、被検査機関の理事会又はその構成員である。

検査範囲及びアプローチの項は、下記に関する記述を含まなければならない¹⁵。

- a) 被検査機関の名称、当該財務諸表の報告対象期間を含め、監査対象となった財務諸表の検証
- b) 財務報告書の作成が（被検査機関の）管理部門の責任であることの記述
- c) 調査官が、意見を表明するために財務諸表の独立した検査を実施したとの記述
- d) 財務諸表に重大な虚偽記載があるかどうかに関して合理的保証を付与するため、検査がオーストラリア監査基準に従って実施されたとの声明
- e) 稀で例外的な環境において基本原理や基本手続から乖離することが必要な場合には、乖離した基本原理及び手続とその理由についての説明
- f) 財務報告書の額や他の開示事項を裏付ける証拠の検査等が調査官の手続に含まれるとする声明
- g) 全ての重要な点において、財務諸表が監査保証基準¹⁶702号第21条に規定されている財務諸表報告フレームワークに従い公正に提示されたかどうかの意見を形成するのに実行された手順
- h) 報告書中で表明された検査意見が上記に従って形成されたという記述

¹⁵ 監査保証基準 702号第17条より

¹⁶ 監査保証基準については 章で詳述する。

(2) 業績検査

報告書の類型

業績検査報告書は、すべて長文式報告書である。オーストラリアの業績検査報告には、説明責任に関する事項について経営者の主張があり、それに対して保証を行う保証型と、経営者の主張がない場合に、説明責任事項についての陳述と特定の基準に照らして評価された、説明責任の達成度に関する調査官の意見を報告する直接型がある¹⁷。2004-05年度の業績検査報告書で公表されている45件のうち保証型は11件と、4分の1程度である。

報告書の構成

業績検査報告書は、下記の情報を含まなければならないが、これに制限される必要はない。

- a) 表題
- b) 検査報告書の宛先
- c) 検査が監査保証基準の業績検査を対象とした基準に従って実施され、従って、調査官が状況に即して必要と判断した試査や手続等が含まれることを示す
- d) APS1.1¹⁸「監査基準への準拠」に示されているとおり、上記c)から乖離する場合には、乖離した基本原則又は基礎手続の詳細と乖離の理由
- e) 検査の目的と、限定が生じる場合にはそれを含めた範囲の説明
- f) 調査官の意見形成の際に従う基準の検証
- g) 直接報告検査の場合、調査官の意見の基礎となる事実と発見事項の説明
- h) 調査官の意見の基礎となる基準についての説明
- i) 会計検査院長の署名
- j) 会計検査院長の住所
- k) 検査報告書の日付

業績検査報告書の内容の構成については、各テーマの内容に応じさまざまであるが、たいていの場合は以下のような形になっている。

ア．要約と勧告

要約には、被検査機関の概要（background）、検査の目的（audit objectives）、主な検査所見（key audit findings）、総合的な検査結論（overall audit conclusion）、勧告（recommendation）、被検査機関からの回答（agencies' responses）が含まれる。

イ．内容部分

内容部分については調査内容によっていくつかのパートに分かれ、それぞれ様々なタイトルが付される。一般的には、まず調査対象の理解のための背景等の説明に始まり、調査

¹⁷ 監査保証基準 106 号第 12,13 条

¹⁸ 勅許会計士協会及びCPAオーストラリアが公表する専門基準細則（Miscellaneous Professional Statements）の一つで、監査保証基準への準拠を強制するもの。

の結果、どのような点についての改善が求められるのか等が記載される。

その他、必要に応じ、用語解説、付録、参考文献等が加えられる。

報告に当たっては、会計検査院長又は司法長官が、ある情報の開示が公共の利益に反すると判断する場合、その情報を提出用の報告書に記載してはならない。これとは逆にある情報を削除する場合、削除の事実及びその理由を報告書中に記さなければならないと規定されている（会計検査院長法第 37 条）。

2004-05 年度、提出された業績検査報告書は、目標 47 件に対し、48 件であった。この業績報告書作成にかかった平均所要時間は 11 ヶ月、平均コストは 302 千豪ドルであった。

検査報告書の宛先は、通常、被検査機関の長及び下院議長である。

（ 3 ） 事業支援プロセス検査

報告書の類型

事業支援プロセス検査報告書は全て長文式報告書である。

報告書の概要

事業支援プロセス検査報告書は以下の項目で構成される。

- a) 概要及び勧告
- b) 検査発見事項と結論
- c) 付録

検査による発見事項や勧告はどの被検査機関を対象としたものであるかを特定せず連邦議会に報告される。各検査報告は連邦議会へ提出される他、被検査機関の最高責任者にも送付される。この検査によって特定された発見事項について、ベタープラクティスガイドが発行される場合もある。2004-05 年度、提出された事業支援プロセス検査報告書は、目標 7 件に対し、7 件であった。この事業支援プロセス検査報告書作成にかかった平均所要時間は 12 ヶ月、平均コストは 304 千豪ドルであった。

（ 4 ） セキュリティー保護検査

報告書の類型

セキュリティー保護検査報告書は全て長文式報告書である。

報告書の概要

セキュリティー保護検査報告書は以下の項目で構成される。

- a) 概要及び勧告
- b) 検査発見事項と結論
- c) 付録

2004-05 年度、提出されたセキュリティー保護検査報告書は、目標 2 件に対し、1 件で

あった。このセキュリティー保護検査報告書作成にかかった所要時間は 8 ヶ月、コストは 215 千豪ドルであった。

4 . 品質保証とピア・レビュー

一年を通じて ANAO は、抽出された検査について品質保証レビュープログラムを実施している。この品質保証プログラムの目的は、ANAO の業績検査が、監査保証基準を適用する ANAO 検査基準に従って実施されたことを確認することにある。

2004-05 年度に連邦議会に提出された検査のレビューの暫定的結論では、検査はこの基準に準拠して遂行されたが、組織及び監査調書の整理が業績検査プロセスにおける要改善分野と指摘された。

2000 年に ANAO とニュージーランド会計検査院の間の業績検査ピア・レビュー協定が始まり、互いの業績検査について隔年で 2 件のレビューを実施している。このレビューは ANAO の品質保証プログラムを補完する役割を担っている。ニュージーランド会計検査院とのピア・レビューにおいては、準拠性及び価値の付加の 2 つに焦点が当てられている。ピア・レビューは会計検査院が相互にグッドプラクティスを交換する重要な手段である。

5 . 両院合同公会計監査委員会によるレビュー

すでに述べたとおり、会計検査院長が連邦議会に提出する報告書は全て、両院合同公会計監査委員会のレビューの対象である。このレビューの主な目的は被検査機関が会計検査院長の検査所見に適切に対応しているかどうかを評価することにある。通常、両院合同公会計監査委員会は、会計検査院長が実施した検査と重複するような作業を避け、争点となっているような問題や、エージェンシーが最初の回答に則った対応を行っているか、又はその意思があるかどうかを確認することに注力する。レビューでは、毎四半期ごとに行われる公聴会で、エージェンシーから証拠を収集する場合もある。

検査報告書のレビューをどのようなアプローチで行うかを決定するに当たって両院合同公会計監査委員会は通常、下記について検討する。

- a) 検査報告書の調査対象となっているプログラムや問題の重要性
- b) 検査所見の重要性
- c) 検査報告書や、それに続いて両院合同公会計監査委員会に提出された文書に詳述されている被検査機関の対応
- d) 検査報告書の調査対象となっている問題に対する一般国民の関心度

両院合同公会計監査委員会のレビュー結果は全て報告書にまとめられ、連邦議会に提出される。この報告書は、当該四半期に検討された複数の報告書について両院合同公会計監査委員会の意見をまとめた概要報告書という形式で、各四半期の公聴会終了後に定期的に発行される。また、さらに両院合同公会計監査委員会による特定の調査が実施された場合

は、両院合同公会計監査委員会の報告書は検査報告書で指摘された問題に焦点を絞り、調査の終了をもって公表される。

6 . ANAO に対する監査

(1) 独立監査人

独立監査人 (Independent Auditor) は、首相の推薦に基づき連邦総督が任命し、任期は3年以上5年未満である。推薦に当たって、首相は、両院合同公会計監査委員会の承認を得なければならない。

連邦議会両院が同会期中に罷免要求を出した場合、もしくは会計検査院長法が規定する特定の条件に当てはまる場合、連邦総督は独立監査人を罷免することができる。

(2) 財務諸表監査

独立監査人による ANAO の監査を規定しているのは、1997 年財務管理・説明責任法第 49 条である。これに従い会計検査院長は会計検査院の財務諸表を作成し、独立監査人に提出する。独立監査人は提出された財務諸表を同法第 57 条¹⁹に従い検査を行う。同条中、会計検査院長との記述は、独立監査人と読み替えられる。

(3) 業績監査

会計検査院長法第 45 条は、独立監査人は ANAO の業績監査をいつでも実施することができる」と規定している。独立監査人はその職務を遂行又は権限を行使する際、1951 年公会計監査委員会法第 8 項に基づき両院合同公会計監査委員会が決定する会計検査院の監査に関する連邦議会の監査優先順位を考慮しなければならない (会計検査院長法第 43 条) 。

独立監査人は実施した監査についての報告書案を作成後、会計検査院長に一部提出する。

会計検査院長が報告書案を受け取ってから 28 日以内に、独立監査人に対して文書による意見を提出した場合、独立監査人は最終報告書をまとめるに先立ってこの意見を検討しなければならない (会計検査院長法第 7 部 45 条 (2)) 。

独立監査人は、報告書完成後できるだけ速やかに連邦議会両院及び所管大臣に一部ずつ提出する。

会計検査院長法は独立監査人による ANAO の業績監査が毎年実施されるとは規定していない。現在の独立監査人は、3 年任期の第 2 期目で、第 1 期目に実施された業績監査は以下の 3 件である。

- a) 戦略計画フレームワーク (2000 年 4 月)
- b) 計画及び資源割り当てのプロセス (2000 年 12 月)
- c) ANAO 監査管理プロセス (2001 年 10 月)

¹⁹ 付録 -4 参照

独立監査人の監査テーマは ANAO の管理者及び監査委員会との協議により決定されてきたが、2003 年には両院合同公会計監査委員会から特に要請を受け、ANAO の業績監査が「支出に見合った価値」を示しているかについての監査が実施された。

(4) 守秘義務

機密情報の守秘義務に関して定めた会計検査院長法第 37 条の規定が、独立監査人にも適用され、機密情報は公開用の報告書に含んではならない。